様式第12（第25条関係）

基準平均原料価格算定表

原　料		ＬＮＧ			
原料価格（円／ｔ）	p				
ＬＮＧへの熱量換算係数	a				
数量構成比	b				
ａ×ｂ	c				
基準平均原料価格（円／ｔ）	Ｐ＝Σ（ｐ×ｃ）				

（注）　原料については、ＬＮＧを主原料として例示したものであり、記入に当たっては原料ごとに合わせて記載すること。

様式第13（第27条関係）

第１表

事業譲渡等における需要家数等整理表

		譲渡し等事業者	譲受け等事業者
直近年度末需要家数	（件）		
直近改定時供給約款料金原価	（千円）		
直近改定時供給約款ガス販売量	（千㎥）		
ガスの熱量	（ＭＪ）		
立方メートル当たりの料金	（円／㎥）		

（注）　「直近年度末需要家数」、「直近改定時供給約款料金原価」、「直近改定時供給約款ガス販売量」、及び「ガスの熱量」が確認できる書類（写しで可）を添付すること。

第２表

事業譲渡等における平均単価料金比較表

（単位：円／㎥、％）

譲受け等事業者の直近改定時供給約款料金の平均単価	A	
譲渡し等事業者と譲受け等事業者の直近改定時供給約款料金原価の合計額を直近改定時供給約款ガス販売量の合計で除した値	B	
平均単価の格差	（１－Ａ／Ｂ）×１００	

様式第14（第28条関係）

事業者の定める算定方法一覧表

算定規則の該当条文	算定方法	算定方法を定める理由

附　則

（施行期日）

１　この省令は、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（一般ガス事業供給約款料金算定規則の廃止）

２　一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十六号。以下「旧算定規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

３　改正法附則第二十四条第三項の規定により旧一般ガスみなしガス小売事業者が同条第一項の認可を受けた供給約款とみなされた旧供給約款（同条第三項に規定する旧供給約款をいう。）で設定されている料金を第十五条又は第二十三条の規定により変更する場合にあっては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第一項	第二十四条	旧算定規則第十六条の三
	第十四条	旧算定規則第十二条
	第二十三条第一項	旧算定規則第十六条の二第一項
	五条に改正法附則第二十二条第四項の規定による改正後の法第十五条第一項及び第四項の適用について読み替えるお　　改正法第五条
	第二条第一項	旧算定規則第二条第一項
	第四条第一項	旧算定規則第四条第一項
第十五条第二項	第三条	旧算定規則第三条
第十五条第五項	第十三条第一項	旧算定規則第十一条
第二十三条第二項第二号	第三条	旧算定規則第三条
	第二十一条第二項	旧算定規則第十五条第二項
第二十三条第五項	第十三条第一項	旧算定規則第十一条
	第二十一条第二項	旧算定規則第十五条第二項